2009年11月20日、グローバル・コミュニティは国連総会による 「子どもの権利条約」の採択 20 周年を祝う。「子どもの権利条約」は、 18歳未満のすべての子どもたちのケア、処遇、および保護に関する 国際基準を定める唯一の条約である。これを記念して、条約の進展、 子どもの権利に関して達成された前進、残された課題、そしてすべての 子どもたちに対して条約の約束を実現するために取るべき行動を検証する ため、ユニセフ(国連児童基金)は『世界子供白書』の特別版を発行する。

unicef

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN

SPECIAL EDITION

2010









STATE OF THE WORLD'S CHILDREN

世界子供白書 特別版 2010 「子どもの権利条約」 採択 20 周年記念

















本白書の制作は、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を 行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である(英語名のアルファベット順): 中国、エジプト、インド、メキ シコ、モザンビーク、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、スウェーデン。ユニセフの各地域事務所、イノチェンティ研究 センターからも情報・意見が寄せられた。

また、子どもへの暴力に関する国連特別代表であり、イノチェンティ研究センター前所長のマルタ・サントス・パイス氏の 提言、見識、助言に特段の謝意を表する。

編集・調査

Patricia Moccia (編集長); David Anthony (編集担当); Chris Brazier(主任ライター/執筆担当); Elizabeth Dettori; Marilia Di Noia; Hirut Gebre-Egziabher; Amy Lai; Natalie Leston; Charlotte Maitre; Meedan Mekonnen; Kristin Moehlmann; Baishalee Navak; Catherine Rutgers; Shobana Shankar; Judith Yemane

統計表

Tessa Wardlaw (政策実行部 統計・モニタリング課・主幹); Priscilla Akwara; Danielle Burke; Xiaodong Cai; Claudia Cappa; Ngagne Diakhate; Archana Dwivedi; Friedrich Huebler; Rouslan Karimov; Rolf Luyendijk; Nyein Nyein Lwin; Holly Newby; Khin Wityee Oo; Emily White Johansson; Danzhen You

制作・頒布

Jaclyn Tierney (制作課長); Edward Ying, Jr; Germain Ake; Fanuel Endalew; Eki Kairupan; Farid Rashid; Elias Salem

フランス語版: Marc Chalamet スペイン語版: Carlos Perellón

プログラム・政策ガイダンス

ユニセフプログラム部、政策実行部、イノチェンティ研究セ ンター。特に次の方々に感謝を表する:Saad Houry(副事 務局長); Hilde Frafjord Johnson (副事務局長); Nicholas Alipui (プログラム部・部長); Richard Morgan (政策実行部・ 部長); Maniza Zaman (プログラム部・次長); Susan Bissell (プログラム部・主幹); Elizabeth Gibbons (政策実 行部・主幹); David Parker(イノチェンティ研究センター・ 次長); Lena Karlsson; Victor Karunan; Noreen Khan; Nadine Perrault; Joanna Olsson; Vanessa Sedletzki; Daniel Seymour; Saudamini Siegrist; David Stewart

デザイン・版下作成

Prographics, Inc.

世界子供白書 特別版 2010 英 語 版 2009年11月発行 日本語版 2010年4月発行

著 :ユニセフ (国連児童基金)

訳 : 財団法人 日本ユニセフ協会 広報室

発 行:財団法人 日本ユニセフ協会 (ユニセフ日本委員会) 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス 電話 03-5789-2016 ファックス 03-5789-2036

ホームページ: www.unicef.or.jp

印 刷:(株)第一印刷所

The State of the World's Children Special Edition © United Nations Children's Fund (UNICEF)

November 2009

UNICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,

New York, NY 10017, USA

ウェブサイト: www.unicef.org (本部)

この白書は国連児童基金(ユニセフ)が2009年11月に発表し、 (財) 日本ユニセフ協会が翻訳したものです。 文中の役職名、肩書き等はこの白書(英語版)編集時のものです。 本書の無断転載・複製はお断りいたします。 転載をご希望の場合は、(財) 日本ユニセフ協会 広報室まで お問い合わせください。



ユニセフ本部と地域事務所

ユニセフ本部

UNICEF Headquarters

UNICEF House 3 United Nations Plaza New York, NY 10017, USA

ヨーロッパ地域事務所

UNICEF Regional Office for Europe

Palais des Nations

CH-1211 Geneva 10, Switzerland

中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体 地域事務所

UNICEF Central and Eastern Europe/ Commonwealth of Independent

States Regional Office

Palais des Nations

CH-1211 Geneva 10, Switzerland

東部・南部アフリカ地域事務所 **UNICEF Eastern and Southern Africa Regional Office**

P.O. Box 44145

Nairobi 00100, Kenya

西部・中部アフリカ地域事務所 **UNICEF West and Central Africa Regional Office**

P.O. Box 29720 Yoff Dakar, Senegal

米州とカリブ海諸国地域事務所

UNICEF The Americas and Caribbean

Regional Office

Avenida Morse

Ciudad del Saber Clayton

Edificio #102

Apartado 0843-03045

Panama City, Panama

東アジア・太平洋諸国地域事務所 **UNICEF East Asia and the Pacific**

Regional Office

P.O. Box 2-154

19 Phra Atit Road

Bangkok 10200, Thailand

中東・北アフリカ地域事務所

UNICEF Middle East and North Africa

Regional Office

P.O. Box 1551

Amman 11821, Jordan

南アジア地域事務所

UNICEF South Asia Regional Office

P.O. Box 5815

Lekhnath Marg

Kathmandu, Nepal

ウェブサイト:

www.unicef.org(ユニセフ本部)

世界子供白書 特別版 2010

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN SPECIAL EDITION 2010

まえがき

989年11月20日に、世界の指導者たちは、国連総会で「子どもの権利条約」を採択するという歴史的決定を下した。20年前の採択以来、「子どもの権利条約」は史上最も幅広く批准されている人権条約となっている。このことは、子どもたちには生存し発達する権利、暴力・虐待・搾取から保護される権利があること、子どもの考え方が尊重されて、子どもたちの最善の利益を考慮に入れた行動が取られる権利があると、各国およびコミュニティが共通認識していることを示す証である。子どもの権利の実現は、そうした子どもたちの発達や幸福のための基礎であるだけでなく、ミレニアム宣言で描き出された世界を創り出すために極めて重要となる。その世界とは、平和、公平、安全、環境の尊重、および共同責任の世界、つまり子どもたちにふさわしい世界である。

過去20年の間に多くのことが成し遂げられてきた。5歳未満児の年間死亡数は、1990年の1,250万人から2008年には900万人未満にまで減少している。1990年から2006年までの間に、世界全体で16億人の人々が改善された水源を利用できるようになった。世界全体では初等教育就学年齢にある子どもたちの推定84%が学校に通い、開発途上諸国では初等教育就学面でのジェンダー格差が縮小されつつある。HIV/エイズの蔓延に対する闘いが強化され、成果がもたらされてきている。HIVウイルスの母子感染を防ぐために、抗レトロウイルス薬の投与を受けているHIV陽性の妊婦の数が着実に増えてきており、また多くの新生児と乳児が検査を受け、HIV感染から身を守るためのあらゆる投薬治療を受けている。

データが出揃わないために測定が困難な場合が多いが、子どもの保護および参加もまた大幅に前進している。過去20年の間に、約70カ国が「子どもの権利条約」の条項に基づいて、子どもたちに関する法令を国内法に盛り込んでいる。1990年代半ば以降、世界規模の広範な世帯調査を通じて、児童婚(若年婚)、女性性器切除/カッティング、そして最近では家庭内暴力や子どものしつけに対する姿勢といった保護に関するいくつかの重要な問題について、定期的にデータ(推定値)が提供されるようになっている。保護的な環境といったパラダイムにより、国による子どもの保護システムに確固たる基盤がもたらされつつある。子どもの保護の問題に対する意識とアドボカシーは、著しく高まっている。武力紛争下の子どもたちと子どもに対する暴力という2つの重要な問題に対して、国連特別代表が任命されていることが、意識の高まりと努力への断固たる意志を表している。

子どもたちの権利について検討すべき課題はまだまだ多い。何百万人という子どもたちが、必須サービスを受けることができずにおり、生存の保障、疾病や栄養不良の軽減、改善された水源や衛生施設(トイレ)へのアクセス、質の高い教育が認められていない。また、多くの子どもたちが、暴力、虐待、搾取、差別、および放置から身を守るための保護的な環境を有していない。子どもたちに対する暴力の問題はとりわけ深刻で、毎年5億~15億人の子どもたちが暴力に苦しんでいると推定されている。これは破滅的な結果を招くものであり、被害を受けた大勢の子どもたちが、その後の人生において長きにわたり身体的および精神的な健康被害に悩まされている。

アフリカ大陸およびアジア大陸、中でも特にサハラ以南のアフリカと南アジアの両地域では、子どもの権利が絶対的に剥奪されており、それらの地域は今後格別な注意が必要とされる。すべての国や地域が、子どもたちの健康、教育、および保護へのアクセスと成果の面で、経済集団・社会集団の中で表面化しつつある格差に取り組まなければならない。

国連条約として21年目を迎えるに際して、「子どもの権利条約」は、これまでに成し遂げられた子どもの権利の確かな前進を統合するとともに、リスクに取り組み、現在および今後の機会をつかみ取るという課題に直面している。最近の世界的な景気低迷により、多くの人々が、より深刻な飢え、栄養不良、機会の欠如、および困窮の危機にさらされている。子どもと若者はこうした貧困による不利益を被るリスクが最も高いが、世界の全人口のほぼ45%が25歳未満の若者や子どもたちなのである。

気候変動と、それが健康、 水の安定的確保、および食料 生産に及ぼす影響への不安が 高まりつつあり、1990年以 降に起きた少なくとも18の 激しい武力紛争に、資源をめ ぐる争いが関係している。今 後は世界中で資源をめぐる争いが さらに激化すると思われ、人口の増大により、所得 や必須サービスへのアクセス の公平性が悪化する可能性が



ある。こうした課題を解決するためには、子どもと女性を主要なパートナーとして、賢明な投資と幅広い協働努力を通じて、子どもたちのために一致団結することが必要となる。

子どもの権利への投資は、責任であると同時に機会でもあることがエビデンス(証拠)によって示されている。それが責任であるのは、貧困、栄養不良、およびそのほかの欠乏は、子どもたちが正常に発育する能力を阻害するからである。一方それが機会であるのは、子どもたちに対するより適切な栄養補給、基礎保健ケア、教育、および保護を通じて成し遂げられた前進が、そのほかのほぼすべての発達領域よりもはるかに大きくかつ長続きする可能性が高いからである。

「子どもの権利条約」が規定する原則と権利を履行するには、幅広い協働努力が不可欠である。近年、保健、教育、保護、および参加における国際および国家レベルでの協働が拡大してきており、それによって、子どもの権利の実現と国際的に合意された開発目標に向けたより迅速な前進が可能となっている。

子どもたちは、参加することによって自ら成長・発達し、保護する力をつけることができる。2002年に開催された「国連子ども特別総会」、G8サミットと並行して毎年開催される「J8サミット」、数々の「子どもに優しい都市(まち)」プログラムといったイニシアティブにより、意思決定フォーラムで子どもたちの意見を尊重し、参加促進することの利点が示されつつある。

女性の能力育成(エンパワーメント)を図り、ジェンダー差別を 撤廃することにより、女性の権利が完全に実現されるとともに、子 どもたちの生命の保障および生活の改善も促進されるという2つの 利益がもたらされる。女性が十分な教育を受けて、暴力、搾取、差 別の心配がない家庭、職場、および政治分野における意思決定に参 加できるようになると、子どもたちや家族に恩恵がもたらされることがエビデンス(証拠)で示されている。男子、女子、双方ともが、 十分な栄養摂取と質の高い保健ケアおよび教育を利用できる可能性 が高くなり、また女子は、結婚を遅らせて、発達と成長のより大き な機会を享受できる可能性が高くなる。したがって、女子に教育の 機会を提供し、その保護および参加を確実なものにすることは、子 どもの権利の課題解決にとって極めて重要なことなのである。

今後20年の課題は、これまでに成し遂げた前進を基礎にして、いまだ生存、発達、保護、および参加の権利を保障されていない子どもたちにこれらの権利を提供すべく、協働して努力していくことである。「子どもの権利条約」は、より良い世界、すなわち子どもたちの最善の利益が何よりも優先される世界を創るための、世界共通の基準なのである。

アン・M・ベネマン ユニセフ事務局長

まえがき	ii
アン・M・ベネマン、ユニセフ事務局長	
第1章:時代を超越した条約の妥当性	iv
パネル	0
子どもの権利に関する国際基準の発展	
「子どもの権利条約」に関する選択議定書	
子どもの権利委員会	8
すともの権利委員会の総括所見と、 「子どもの権利条約」の諸規定の実施のための一般的措置	10
丁ともの権利条約 の商税足の美施のための一般的指直 子どもと女性のために協働して努力する人権中心のアプローチ	
すともと女性のために励動して劣力する人権中心のアフローテ 南アフリカにおける子どもの権利	
生存と発達の権利に関する前進	
生存と発達に関する課題	
格差に関する課題	
中国における子どもの権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
エジプトにおける子どもの権利	
保護に関する課題	
「子どもの権利条約」が公共及び民間機関に及ぼす影響	
シエラレオネにおける子どもの権利	
子どもに優しい都市(まち)づくり:	0
地方自治体における子どもの参加を促進する国際的なイニシアティブ	31
インドにおける子どもの権利	
第2章:「子どもの権利条約」に対する考え方	36
寄稿文 オム・プラカシュ・グルジャル	
子どもの権利活動家、2006年の国際子ども平和賞受賞者	38
アンドレス・ベラスコ チリ財務大臣	
ハンナ・ポラック 映画監督、子どもの権利提唱者	
マージョリー・スカーディノ エコノミスト・グループの最高経営責任者	
イシュマエル・ベア ユニセフ「紛争の影響を受けた子どもたちのための代弁者」	
タン・スリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン	
マレーシア副首相兼教育大臣	48
李 売喜 子どもの権利委員会委員長	50
ティモシー・P・シュライバー	
スペシャルオリンピックス国際本部会長兼最高経営責任者	52
アワ・ンデイェ・ウェドラオゴ 国連子どもの権利委員会前メンバー、同元委員長	54
ジャック・バロー 欧州委員会副委員長、同司法・自由・安全担当委員	56
ルイ・ミシェル 欧州委員会開発・人道援助担当委員	
ハビエル・ソラナ 共通外交・安全保障政策上級代表、欧州連合理事会事務総長	57
ベニータ・フェレーロ=ヴァルトナー	
欧州委員会対外関係・欧州近隣政策担当委員	57
第3章:21世紀における「子どもの権利条約」の課題	58
パネル	
世界的経済危機:子どもの権利に及ぼす影響	62
人道危機下での子どもたちの権利の保護	
気候変動と子どもの権利	
メキシコにおける子どもの権利	
モザンビークにおける子どもの権利	
セルビアにおける子どもの権利	
スウェーデンにおける子どもの権利	72
第4章:児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)と選択議定書の全文	71
出典・参考文献等・写真クレジット	
統計	94
TT = T AT= 4	4.40

世界 子供白書

特別版 2010

「子どもの 権利条約」 採択 20周年 記念